

令和6年3月8日
社援発0308第10号

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」の一部改正について

標記「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日付社援発1111第1号）を別紙新旧対照表のとおり改正する。